

資源ごみ集団回収活動 助成制度

第1回目の申請受付中

資源ごみのリサイクルを推進し、ごみの減量化を図るため、町内会や子ども会などの住民団体または法人格を持つ非営利団体が自発的に実施している資源ごみ集団回収活動に対する助成制度です。
(第2回目の受付は平成31年4月の予定です。)

【申請期限】10月31日(水)

【助成対象】

営利を目的としない住民団体等(個人は除く)が、八雲町内において、今年4月から9月までの間に集団回収した資源ごみ(空き瓶、空き缶、古紙、紙パックなど)で、古物商等へ売却したもの。

【助成金額】

売却した資源ごみの重量
1kg当り3円

【手続き】

各団体より町へ申請書(売却した際の伝票の写し添付)を提出していただきます。

また、法人格を持つ非営利団体については、「資源ごみ回収活動計画書」を提出してください。

※すでに計画書を提出していただいている非営利団体については必要ありません。

【問い合わせ先】

・環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111

ふるさと納税の状況

8月末現在累計(平成30年4月~8月)

寄附件数 30,516件
寄附金額 322,909,000円

義援金を支払った場合の 税務上の取り扱いについて

【個人の場合】

個人が、災害により被害を受けられた方を支援するために支払った次の①~③の義援金(寄附金)は、寄附金控除の対象となります。
なお、この義援金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。

① 地方公共団体に対する義援金(国が募集する義援金を含みます)。
② 被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対する義援金。
③ 募金団体を通じて、被災地の地方公共団体に支払われることが明らかな義援金(詳しくは、募金団体にご確認ください。)

※右記①~③以外の義援金(寄附金)であっても、募金団体が財務大臣から指定を受けている場合など、一定の要件を満たしていれば、寄附金控除の対象となる場合があります(詳しくは、募金団体にご確認ください。)

【法人の場合】

会社などの法人が、災害により被害を受けられた方を支援するために支払った義援金の税務上の取り扱いについては、義援金(寄附金)の区分によって、左表のとおりとなります。

○損金算入するための手続き

地方公共団体に対する寄附金等および特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、法人税の確定申告書にその金額を記載し、寄

1	被災した地方公共団体に対する寄附金	支払った額の全額が損金算入
2	財務大臣が指定した寄附金	
3	特定公益増進法人に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で、寄附金の合計額と一定の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額まで損金算入
4	認定NPO法人等に対する寄附金	
5	一般の寄附金(右記以外)	その法人の資本金や所得に同じ一定の限度額まで損金算入

附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

【問い合わせ先】

八雲税務署
☎0137-63-2148

